

甲府地区広域行政事務組合規約

昭和四十八年三月十二日
県知事許可
山梨県指令地第二二二号

改正

昭和五年一月三日 県令第 九号
昭和五年五月六日 県令第 四号
昭和五年八月五日 県令第 七号
昭和六年五月八日 県令第 三号
平成元年六月五日 県令第 二号
平成四年三月五日 県令第 一号
平成八年三月一日 県令第 一号
平成一六年九月一日 県令第 四号
平成一六年九月一日 県令第 五号
平成一八年一月〇日 県令第 一号
平成一八年三月一日 県令第 一号
平成一八年四月一日 県令第 四号
平成一八年二月三日 県令第 一〇号
平成一九年二月八日 県令第 八号

第一章 総則

(名称)

第一条 この組合は、甲府地区広域行政事務組合(以下「組合」という。)と称する。

(組織する市町)

第二条 組合は、甲府市、甲斐市、中央市及び昭和町(以下「組織市町」という。)をもって組織する。

(共同処理する事務)

第二条 組合の共同処理する事務は、次に掲げる事務とし、組合は別表上覧に規定する事務の区分に応じ、当該下欄に掲げる市町の当該事務を共同処理する。

- 一 甲府地区広域市町村圏計画の実施の連絡調整に関する事務
- 二 甲府地区ふるさと市町村圏計画の策定、実施及び連絡調整に関する事務
- 三 消防に関する事務(消防団に関するものを除く。)
- 四 液化石油ガスの保安に関する事務
- 五 電気用品の保安に関する事務
- 六 視聴覚ライブラリーの設置及び運営に関する事務
- 七 国母公園の管理運営に関する事務
- 八 災害弱者緊急通報システムに付置した生活リズムセンサーの取扱いに関する事務

(事務所の位置)

第四条 組合の事務所は、甲府市伊勢三丁目八番二十二号に置く。

第二章 議会

(議会の設置)

第五条 組合に議会を置く。

(議会の定数及び選出区分)

第六条 組合の議会の議員(以下「組合議員」という。)の定数は、二十四人とし、その選出区分は次のとおりとする。

甲府市	十二人
甲斐市	六人
中央市	四人
昭和町	二人

(組合議員の選出方法)

第七条 組合議員は、組織市町の議会において当該議会の議員のうちから選挙する。

2 組合議員に欠員を生じたときは、その欠員となった議員を選出した組織市町の議会において補欠議員を選挙しなければならない。

3 組織市町の長は、前二項の規定により当該市町にかかわる組合議員が定まったときは、すみやかに組合の管理者に通知しなければならない。

(任期及び失職)

第八条 組合議員の任期は、当該議員の属する組織市町の議会の議員の任期による。

2 補欠議員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 組合議員が組織市町の議会の議員でなくなったときは、同時に組合議員の職を失つ。

(議長及び副議長)

第九条 組合の議会に議長及び副議長一人を置く。

2 議長及び副議長は、組合の議会において組合議員のうちから選挙する。

3 議長及び副議長の任期は、組合議員の任期とする。

(特別議決)

第九条の二 組合の議会の議決すべき事件のうち、第二条第七号に規定する事務に係るものの議決については、当該事件に関する市町から選出されている議員の出席者の過半数の賛成を含む出席議員の過半数でこれを決する。

第二章 執行機関

(管理者、副管理者及び会計管理者の設置及び選任方法)

第十条 組合に管理者、副管理者及び会計管理者を置く。

2 管理者は、組織市町の長が互選する。

3 副管理者は、管理者以外の組織市町の長及び管理者の属する市町の副市町長の職にある者をもって充てる。

4 会計管理者は、組織市町の会計管理者のうちから管理者が任命する。

(任期)

第十一条 管理者及び副管理者の任期は、組織市町それぞれの職の任期とする。

(職務)

第十二条 管理者は、組合を統轄し、及び代表し、並びに組合の事務を管理し、及び執行する。

2 副管理者は、連帯して管理者を補佐し、管理者に事故あるとき又は管理者が欠けたときあらかじめ管理者が指定した副管理者がその職務を代理する。

3 会計管理者は、組合の出納その他の会計事務を掌る。
(管理者会)

第十二条 組合に管理者会を置く。

2 管理者会は、管理者及び副管理者をもって組織する。

3 管理者会は、次に掲げる事項を審議する。

- 一 組合の議案に提案すべき議案に関すること。
- 二 財産の取得及び処分に関すること(別に定める軽微なものを除く)。
- 三 前各号に定めるもののほか、組合の運営にかかわる基本的事項に関すること。

(補助職員)

第十四条 組合に第十条に定める者のほか、必要な職員を置く。

2 前項の職員の定数は、組合条例で定める。

(監査委員)

第十五条 組合に監査委員二人を置く。

2 監査委員は、管理者が組合の議会の同意を得て組合議員及び組織市町の識見を有する者のうちから選任された監査委員のうちからそれぞれ一人を選任する。

3 監査委員の任期は組合議員のうちから選任された者にあつては、当該組合議員の任期とし、組織市町の識見を有する監査委員のうちから選任された者にあつては、当該市町の監査委員の任期とする。ただし、後任者が選任されるまでの間はその職務を行うものとする。

(教育委員会)

第十五条の二 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第百六十二号)に基づいて、この組合に設置される教育委員会の委員は、組織市町の教育委員会の委員のうちから任命する。

2 教育委員会の委員の任期は、組織市町の委員の任期とする。

(選挙管理委員会)

第十五条の三 地方教育行政の組織及び運営に関する法律施行令(昭和三十一年政令第百二十一号)第十四条第二項に規定する選挙管理委員会は甲府市の選挙管理委員会とする。

第四章 経費

(経費の支弁方法)

第十六条 組合の経費は、次の収入をもつて支弁する。

- 一 組織市町の負担金
- 二 補助金
- 三 地方債
- 四 寄附金
- 五 その他の収入

(負担金)

第十七条 前条の組織市町の負担金の割合は、次の各号に定めるところによる。

- 一 第二条第三号に掲げる消防に関する事務に必要な経費
地方交付税法（昭和二十五年法律第二百一十一号）の規定に基づき普通交付税の算定基礎となる消防費に係る基準財政需要額の七十二パーセントに相当する額とする。ただし、甲府市については当該基準財政需要額の八十六パーセントに相当する額とする。
- 二 第二条第四号、第五号及び第七号の事務執行に必要な経費については、管理者会の議決を経て別に定める配分率に基づき負担割合とする。
- 三 第二条第六号に掲げる視聴覚ライブラリーの設置及び運営に要する経費
均等割及び人口割の区分により経費の性質に基づき管理者会の議決を経て別に定める配分率に基づき負担割合とする。
- 四 前各号に定める経費のほか組合の事務執行に必要な経費
均等割及び人口割の区分により経費の性質に基づき管理者会の議決を経て別に定める配分率に基づき負担割合とする。
- 2 組合の経費が特殊事情が生じたため第十六条に規定する収入をもつてあってもなお不足を生ずるときは、前項各号に定めるもののほか管理者会の議決を経て定める負担割合により臨時負担金を徴収することができる。
- 3 組織市町の一部のみに関する経費については、その経費が必要となる原因を発生しめた当該市町から管理者会の議決を経て特別負担金を徴収することができる。
- 4 第一項第一号、第二号及び第四号に定める経費の総額は、毎年組合予算の定めるところによる。
- 5 第一項及び第二項の経費の負担金の算定に要する人口割は、最近における国勢調査人口による。
- 6 第一項及び第二項に定める負担金の割合は、三年毎に検討を加え、必要に応じ改定を行うものとする。

(委任)

第十八条 この規約に定めるもののほか必要な事項は、管理者が別に定める。

附則

この規約は、組合の設置について知事の許可のあった日から施行する。ただし、第二条の規定する事務は、昭和四十八年四月一日から処理する。

附則(昭和五一年告示第九号)

1 この規約は、県知事の許可のあった日から施行する。

(許可の日、山梨県指令地第一二二号により昭和五一年三月二十五日)

2 この規約による改正後の甲府地区広域行政事務組合規約第十七条第一項第一号の規定は、昭和五十一年度分の負担金から適用し、昭和五十年分までの負担金についてはなお従前の例による。

附則(昭和五六年告示第四号)

この規約は、知事の許可があった日から施行する。

(許可の日、山梨県指令地第三八三号により昭和五六年四月一日)

附則(昭和五六年告示第七号)

この規約は、知事の許可のあった日から施行する。

(許可の日、山梨県指令地第七八一号により昭和五六年七月三日)

附則(昭和六一年告示第三号)

この規約は、知事の許可のあった日から施行する。

(許可の日、山梨県指令市第四八二号により昭和六一年四月一日)

附 則（平成元年告示第一号）

この規約は、知事の許可のあった日から施行する。

（許可の日、山梨県指令市第二三三四号により平成元年四月一日）

附 則（平成四年告示第一号）

この規約は、知事の許可のあった日から施行する。

（許可の日、山梨県指令市第八三二号により平成四年二月二七日）

附 則（平成八年告示第一号）

この規約は、知事の許可のあった日から施行する。

（許可の日、山梨県指令市第一五七号により平成八年三月一日）

附 則（平成一六年告示第四号）

この規約は、山梨県知事の許可のあった日から施行する。

（許可の日、山梨県指令峡中企第八三五号により平成一六年九月一日）

附 則（平成一六年告示第五号）

この規約は、知事の許可のあった日から施行する。

（許可の日、山梨県指令峡中企第八三七号により平成一六年九月一日）

附 則（平成一八年告示第一号）

この規約は、山梨県知事の許可のあった日から施行する。

（許可の日、山梨県指令峡中企第一七二九号により平成一八年二月二〇日）

附 則（平成一八年告示第二号）

この規約は、山梨県知事の許可のあった日から施行する。

(許可の日、山梨県指令峡中企第一七七四号により平成一八年三月二日)

附 則(平成一八年告示第四号)

1 この規約は、山梨県知事の許可のあった日から施行する。

(許可の日、山梨県指令峡中企第一九〇七号により平成一八年四月二日)

2 この規約による改正後の甲府地区広域行政事務組合規約(以下「改正後の規約」という。)(第十七条第一項第一号の規定の適用については、市町村の合併の特例に関する法律(昭和四十年法律第六号。以下「法」という。)(第十一条の規定が適用となる期間は、同条の規定による消消費に係る基準財政需要額によるものとする。この場合において、改正後の規約第十七条第一項第一号中「当該基準財政需要額の八十六パーセントに相当する額」とあるのは、「中道町及び上九一色村の編入前の甲府市の区域に係る当該基準財政需要額の八十六パーセントに相当する額」と編入前の中道町及び上九一色村の区域に係る当該基準財政需要額の七十二パーセントに相当する額の合算額」とする。

附 則(平成一八年告示第一〇号)

この規約は、平成十九年四月一日から施行する。

(許可の日、山梨県指令市第二四五号により平成一八年二月一九日)

附 則(平成一九年告示第八号)

この規約は、平成二十年四月一日から施行する。

(許可の日、山梨県指令市第二四九号により平成一九年二月二七日)

別表（第二条関係）

共同処理する事務	共同処理する市町
一 第二条第一号、第二号及び第六号に掲げる事務	甲府市、甲斐市、中央市及び昭和町
二 第二条第二号、第四号、第五号及び第八号に掲げる事務	甲府市、甲斐市（合併前の双葉町の区域を除く）、中央市及び昭和町
三 第二条第七号に掲げる事務	甲府市、中央市及び昭和町